

システム開発等に関する協定書

厚生労働省と日本年金機構（以下「機構」という。）とは、次のとおり、社会保険オンラインシステム（厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付、年金相談等に使用されるコンピューターシステムをいう。以下同じ。）の開発（ハードウェア等の導入を含む。以下同じ。）、管理、運用及び保守（以下「開発等」という。）に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、社会保険オンラインシステムの開発等について、社会保険オンラインシステムの所有者である厚生労働省と一連の年金業務を担う機構の役割、権限及び責任を明確にするとともに、厚生労働省と機構が相互に協力し、社会保険オンラインシステムの円滑な開発等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（システム開発等に係る基本的役割）

第2条 機構は、社会保険オンラインシステムの開発等に係る一連の実務について一貫して責任を持って行うものとする。

2 厚生労働省は、社会保険オンラインシステムの所有者としての責任を負うとともに、管理運営責任を果たすために必要な管理、指導等を行うものとする。

第2章 システム戦略

（電子政府推進計画等）

第3条 厚生労働省は、政府として行う電子政府の推進に関する各種計画（社会保険業務の業務・システム最適化計画（以下「最適化計画」という。）を含む。以下同じ。）の策定に当たって、システムの開発等に係る部分の企画を行うものとし、その際、機構は、厚生労働省の求めに応じて、資料の提供等必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の場合において、厚生労働省は、計画策定による業務実施体制及び既存システム等への影響を把握するとともに、計画内容を的確に業務・システムに反映させるため、機構と協議し、システムの開発の期間の確保に努めるとともに、機構の意見を適切に反映させるものとする。
- 3 機構は、政府として行う電子政府の推進に関する各種計画について、その策定、厚生労働省が行う関係府省庁等との調整のため、厚生労働省の求めに応じて、資料の提供等必要な協力を行うものとする。
- 4 機構は、最適化計画について、その実施状況の報告書の案を作成し、厚生労働省に報告するものとする。
- 5 厚生労働省は、前項の報告に基づき、最適化計画の実施状況の報告書を取りまとめるものとし、その際、機構と協議し、機構の意見を適切に反映させるものとする。
- 6 厚生労働省は、前項の報告書に基づき、最適化の実施状況について評価を行うものとする。

(システム整備計画)

- 第4条 厚生労働省は、社会保険オンラインシステムの開発等（機構が調達するものを含む。以下同じ。）に係る計画（以下「システム整備計画」という。）を策定するものとする。
- 2 機構は、政府として行う電子政府の推進に関する各種計画、社会保険オンラインシステムの開発等に係る予算の状況等に基づき、システム整備計画の案を作成し、厚生労働省に報告するものとする。
 - 3 厚生労働省は、前項の報告に基づき、システム整備計画を策定するものとし、その際、機構と協議し、機構の意見を適切に反映させるものとする。
 - 4 厚生労働省は、システム整備計画を変更しようとするときは、機構と協議し、機構の意見を適切に反映させるものとする。
 - 5 機構は、システム整備計画に基づき、計画的に社会保険オンラインシステムの開発等を行うものとする。

(システム予算)

- 第5条 厚生労働省は、社会保険オンラインシステムの開発等に係る予算要求に関する事項の設定、経費の算定等を行うものとし、その際、機構は、厚生労働省の求めに応じて、資料の提供等必要な協力を行うものとする。
- 2 厚生労働省は、予算要求に関する事項の設定等に当たり、制度改正等に伴うシステムの開発等を一律に優先することなく、業務改善に伴うシステムの開発等を含めた全体を考慮するものとし、その際、機構と協議し、機構の意

見を適切に反映させるものとする。

- 3 前項の場合において、機構は、業務改善に伴うシステムの開発等について業務改善事項の性格（業務の効率化、サービスの向上、厚生労働省の業務改善指示等をいう。）、業務の実施体制及び既存システム等への影響、緊急性、システムの開発等の体制等を勘案し、優先順位案を決めた上で、厚生労働省と協議を行うものとする。
- 4 機構は、システムの開発等に係る予算要求について、厚生労働省が行う関係府省庁との調整のため、厚生労働省の求めに応じて、資料の提供等必要な協力を行うものとする。

第3章 業務・システム企画

（制度改正等に伴う業務・システムの企画）

- 第6条 厚生労働省は、制度改正等に伴う業務・システムの変更について、基本計画書の作成を行うものとし、その際、機構は、厚生労働省の求めに応じて、資料の提供等必要な協力を行うものとする。
- 2 機構は、基本計画書に基づき、システムの開発の基本計画書（以下「システム基本計画書」という。）の作成を行うものとする。
- 3 前2項の場合において、厚生労働省は、制度改正等に伴う業務・システムの変更による業務の実施体制及び既存システム等への影響を把握するとともに、制度改正等の内容を的確に業務・システムに反映させるため、制度改正等に関する企画立案の段階から、機構と協議を行うものとする。
- 4 厚生労働省は、制度改正等の施行期日の設定及び関係政省令等の制定に当たっては、システムの開発の期間の確保に努めるとともに、機構と協議し、機構の意見を適切に反映させるものとする。

（業務改善に伴う業務・システムの企画）

- 第7条 機構は、業務改善に伴う業務・システムの変更について、基本計画書及びシステム基本計画書の作成を行うものとする。

第4章 システム開発

（システム開発）

- 第8条 厚生労働省又は機構は、システム整備計画に基づき、社会保険オンラインシステムの開発（ハードウェア等の保守を含む。以下この章において同じ。）について、受託業者との契約手続を行うものとする。

(調達手続)

第9条 機構は、システム整備計画に基づき、厚生労働省が契約手続を行う社会保険オンラインシステムの開発の案件ごとに、必要に応じて調達計画書、調達仕様書、総合評価基準等（以下「調達仕様書等」という。）の案を作成するものとする。その際、システムの開発の受託業者は機構の指示に従って業務を遂行することを受託の条件とするものとする。

- 2 厚生労働省は、機構が作成した調達仕様書等の案について、審査、確認等を行うとともに、総務省等による審査への対応を行うものとし、その際、機構は、厚生労働省の求めに応じて、資料の作成等必要な協力を行うものとする。
- 3 厚生労働省は、意見招請、公告、提案依頼その他調達に当たって必要な手続を行うものとする。
- 4 機構は、厚生労働省の求めに応じて、調達に応じた業者等からの照会に対する回答に必要な資料の作成等必要な協力を行うものとする。

(技術審査委員会)

第10条 厚生労働省は、入札に応じた業者からの提案書の審査を行うため、技術審査委員会を開催するものとする。

- 2 厚生労働省は、技術審査委員会に、機構の職員を委員として参画させるものとする。

(契約の要件)

第11条 厚生労働省は、契約書等に次の各号に掲げる事項を盛り込むものとする。

- 一 受託業者は、機構による当該契約の履行のための指示、進捗管理、受入テスト等を受けるものとする。
- 二 受託業者は、厚生労働省及び機構と協議の上、必要に応じてシステム監査（厚生労働省又は機構が委託した外部監査人による監査を含む。以下同じ。）を受けるものとする。

(契約書の確認等)

第12条 厚生労働省は、機構に対し、開発に係る指示をする際は、受託業者との契約書等の写しを添付するものとする。

(システム開発の実施)

第13条 機構は、受託業者に対する当該契約の履行のための指示、進捗管理、受入テスト等を行うものとする。

2 機構は、システムの開発の実施状況等について、厚生労働省に対して報告するものとする。

(検収)

第14条 厚生労働省は、受託業者からの納品に当たって、検査仕様書に基づき検査を行うものとする。

2 機構は、前項の検査に関し、厚生労働省の求めに応じて、必要な協力を行うものとする。

3 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により国の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第5項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8に基づき、当該監督又は検査について、機構の職員に委託することができる。

(事後検証)

第15条 機構は、必要に応じて個々の開発案件について、開発規模、開発生産性等に関する事後検証を行い、その結果を厚生労働省に報告するものとする。

2 厚生労働省は、前項の報告について、確認等を行うものとする。

第5章 システム管理、運用及び保守

(システム管理、運用及び保守)

第16条 厚生労働省又は機構は、システム整備計画に基づき、社会保険オンラインシステムの管理、運用及び保守（ハードウェア等の保守を除く。以下この条において同じ。）について、受託業者との契約手続を行うものとする。

2 第9条から第15条までの規定は、厚生労働省が契約手続を行う社会保険オンラインシステムの管理、運用及び保守について準用する。

(システムの運用状況の報告)

第17条 機構は、社会保険オンラインシステムの運用に関し、システム障害の発生状況（影響範囲、原因分析、対応方策等を含む。）について、厚生労働

省に報告するものとする。

- 2 厚生労働省は、前項の報告に基づき、社会保険オンラインシステムの適正な運営を確保するため、その管理状況の確認を行うとともに、必要に応じて機構に対し改善指示等を行うものとする。

第6章 システム開発委員会

(システム開発委員会の設置等)

第18条 厚生労働省は、社会保険オンラインシステムに関する重要事項の審議及び合意に当たって機構の意見を適切に反映させるとともに、社会保険オンラインシステムの開発等に係る調達手続の適正性及び透明性の確保を図るため、厚生労働省、機構及び外部有識者等により構成するシステム開発委員会を設置するものとする。

- 2 システム開発委員会に、審議に当たっての事前確認、調整等を行うためのワーキンググループを設置することができるものとする。
- 3 本協定において、機構が厚生労働省に報告等することとされたものについて、システム開発委員会になされたものは、厚生労働省になされたものとみなすものとする。
- 4 システム開発委員会の審議において、厚生労働省と機構との間で合意が得られなかった場合は、システム開発委員会の委員長の判断によるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、システム開発委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

第7章 その他

(システム監査)

第19条 厚生労働省は、省内のシステム担当部署、機構及び社会保険オンラインシステムの開発等の受託業者に対して必要な監査を行うものとする。

- 2 機構は、社会保険オンラインシステムの管理、運用及び保守の適切性、受託業者の管理状況、セキュリティ対策、リスク管理の適切性等について、機構のシステム担当部署及び社会保険オンラインシステムの開発等の受託業者に対して必要に応じて監査を行うものとする。

(緊急時の対応)

第20条 機構は、社会保険オンラインシステムについて、機器障害、プログラムミス等により多大な影響を及ぼす障害（以下「システム障害」という。）

が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告するとともに、その原因究明、対応方法（公表時期、内容、対応者等を含む。以下同じ。）等について検討し、厚生労働省と協議するものとする。

- 2 前項の場合において、厚生労働省は、システム障害に関する対応方法等について機構と協議し、機構に対し必要な指示を行うとともに、必要に応じて厚生労働省内の関係部署等への報告、公表等の対応を行うものとする。
- 3 厚生労働省は、天災等により機構の業務に多大な影響が発生した場合の対応について、機構に対し必要な措置をとるよう指示するものとする。
- 4 機構は、前項の指示に基づき、優先すべき業務を実施するための方策等を検討し、必要な対応を行うものとする。

（協定書の改定）

第21条 本協定は、厚生労働省と機構の協議の上、必要に応じて改定することができるものとする。

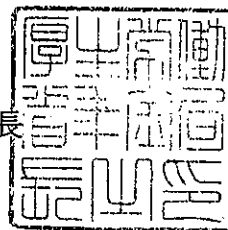
（疑義についての協議）

第22条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、厚生労働省と機構の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、厚生労働省、機構がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年1月27日

厚生労働省年金局長



日本年金機構理事長

